



三重県公報

平成31年4月9日（火）

第 3098 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
227	包括外部監査契約を締結した旨	(総 務 課)	2
228	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健 康 づ くり 課)	2
229	児童福祉法施行細則第22条の規定により、児童福祉法第50条第5号に規定する費用について徴収する額を定めた旨	(子 育 て 支 援 課)	2
230	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(農 産 物 安 全 ・ 流 通 課)	4
231	総合特別区域法の規定による指定法人の指定	(も の づ くり ・ イ ノ ベーション課)	5
232	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	5
233	河川区域の変更及びその関係図面の縦覧	(河 川 課)	5
234	河川区域の変更により廃川敷地等が生じた旨及びその関係図面の縦覧	(同)	6
公 告			
	三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(漁 業 環 境 課)	6
	三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について	(同)	8
	港湾計画の変更の概要	(港 湾 ・ 海 岸 課)	12
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	12
	同伴	(同)	13
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	13
正 誤			
	平成30年7月31日付け三重県公報第3027号	(漁 業 環 境 課)	13
	平成31年3月22日付け三重県公報第3093号	(同)	13

告 示

三重県告示第 227 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結しました。

平成 31 年 4 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成 31 年 4 月 1 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 早川 忠宏
住所 三重県四日市市川島町 1782-1
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、業務の実施上必要と認めるときは、概算払をすることができる。

三重県告示第 228 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成 31 年 4 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院・診療所	かいばな内科クリニック	松阪市垣鼻町 1761-23	平成 30 年 12 月 1 日
薬局	あじさい薬局 北勢店	いなべ市北勢町麻生田麻野 3456-3	平成 31 年 4 月 1 日
薬局	コモノ薬局 永井店	三重郡菰野町永井 3818	平成 31 年 4 月 1 日
訪問看護	大紀訪問看護センター	度会郡大紀町滝原 1540	平成 31 年 4 月 1 日

三重県告示第 229 号

児童福祉法施行細則（昭和 29 年三重県規則第 75 号）第 22 条の規定により、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 50 条第 5 号に規定する費用について徴収する額を次のように定め、公表の日から施行します。

児童福祉法施行細則第 22 条の規定により、児童福祉法第 50 条第 5 号に規定する費用の徴収額（平成 20 年三重県告示第 404 号）は、廃止します。

平成 31 年 4 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

階層区分	世帯の階層の区分	徴収基準月額（円）	徴収基準加算月額（円）
A階層	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯	0	0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	220
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	4,500	450

	額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額のある世帯	C2	5,800	580
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額（円） 2,400 円以下 2,401～4,800 4,801～8,400 8,401～12,000 12,001～16,200 16,201～21,000 21,001～46,200 46,201～60,000 60,001～78,000 78,001～100,500 100,501～190,000 190,001～299,500 299,501～831,900 831,901～1,467,000 1,467,001～1,632,000 1,632,001～2,302,900 2,302,901～3,117,000 3,117,001～4,173,000 4,173,001 以上	D1 D2 D3 D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15 D16 D17 D18 D19	6,900 7,600 8,500 9,400 11,000 12,500 16,200 18,700 23,100 27,500 35,700 44,000 52,300 80,700 85,000 102,900 122,500 143,800 全額	690 760 850 940 1,100 1,250 1,620 1,870 2,310 2,750 3,570 4,400 5,230 8,070 8,500 10,290 12,250 14,380 左の徴収基準月額 の 10% とす る。ただし、そ の額が 17,120 円 に満たない場合 は 17,120 円とす る。
備考	1 徴収月額の決定の特例 (1) A階層以外の各層に属する世帯から 2 人以上の児童が、同時に上表の適用を受ける場合は、その月の徴収月額のみ多額な児童以外の児童については、同表に定める徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。 (2) 入院期間が 1 月未満のものについては、徴収月額又は加算月額につき、さらに日割計算によって決定するものとする。 (3) 10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。 (4) 児童に民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条に規定する扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、当該児童につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。 2 世帯階層区分の認定 (1) 世帯階層区分の認定は、児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得税等の課税の有無により行うものとする。 (2) 「児童の属する世帯」とは、児童と生計を一にする消費経済上の一単位をいうものであり、夫婦と児童が同一家で生活している世帯のほか、父親が出稼ぎのため数月別居している場合、病気療養中のため一時病院に入院している場合、勤務の都合上単身で赴任している場合などは、その父親は児童と同一世帯に属しているものとする。 (3) 「扶養義務者」とは、民法第 877 条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等 18 歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。）及びそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）であつて、家庭裁判所が特別の事情があるものとして、特に扶養の義務を負わせるものをいう。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者において、現に児童に対する扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）以外の者については、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。 (4) 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）及び平成 23 年 7 月 15 日雇児発 0715 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第 78 条第 1 項（同条第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）又は第 3 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。））、第 92 条第 1 項、第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 6 項、第 41 条第 25 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 3 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 3 項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号）附則第 12 条、所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）附則第 59 条第 1 項、附則第 60 条第 1 項、所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 76 条第 1 項、附則第 77 条第 1 項及び第 2 項、附則第 80 条、附則第 81 条並びに附則第 82 条第 1 項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自				

- 7 登録の更新日
平成 30 年 7 月 24 日

三重県告示第 231 号

総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり指定法人を指定しました。

平成 31 年 4 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

名 称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定有効期限
キクカワエンタープライズ株式会社	伊勢市朝熊町 3477 番地 36	平成 31 年 3 月 26 日	平成 31 年 12 月 6 日

三重県告示第 232 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 31 年 4 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン伊勢ララパーク
伊勢市小木町字曾祢 538 番地ほか 79 筆
- 変更事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）イオンララパークショッピングセンター
（変更後）イオンタウン伊勢ララパーク
- 変更年月日
平成 24 年 4 月 1 日
- 変更理由
店舗名称の統一のため
- 届出の日
平成 31 年 3 月 18 日
- 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 届出等の縦覧の期間及び時間
平成 31 年 4 月 9 日から同年 8 月 9 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 233 号

河川区域の指定（昭和 50 年三重県告示第 713 号）により指定した一級河川淀川水系鞆田川支川野田川について、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 4 項の規定により河川区域を変更しました。

なお、河川区域の変更に係る関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県伊賀建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 31 年 4 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 234 号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 49 条の規定により、次のとおり公示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県伊賀建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 31 年 4 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 河川の名称
一級河川淀川水系鞆田川支川野田川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成 31 年 4 月 9 日
- 3 廃川敷地等の位置
三重県伊賀市中友田字一色地内
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 759.52 ㎡

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 7 項の規定により、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更しましたので、同条第 10 項において準用する同条第 5 項の規定に基づき公表します。

平成 31 年 4 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

変更前

- 2 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
第 1 種特定海洋生物資源の平成 30 年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成 30 年 7 月から平成 31 年 6 月まで	若干
まあじ	平成 30 年 1 月から 12 月まで	若干
まいわし	平成 30 年 1 月から 12 月まで	90,500 トン
まさば及びごまさば	平成 30 年 7 月から平成 31 年 6 月まで	30,000 トン
するめいか	平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月まで	若干
くろまぐろ	平成 30 年 7 月から平成 31 年 3 月まで	(注)

(注) くろまぐろについては、別に定める。

第 1 種特定海洋生物資源の平成 31 年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第 1 種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成 31 年 7 月から平成 32 年 6 月まで	(注 1)
まあじ	平成 31 年 1 月から 12 月まで	若干
まいわし	平成 31 年 1 月から 12 月まで	126,000 トン
まさば及びごまさば	平成 31 年 7 月から平成 32 年 6 月まで	(注 1)
するめいか	平成 31 年 4 月から平成 32 年 3 月まで	(注 1)
くろまぐろ	平成 31 年 4 月から平成 32 年 3 月まで	(注 2)

(注 1) さんま、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、管理の対象となる期間が開始する日までに定める。

(注 2) くろまぐろについては、別に定める。

- 3 第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項
第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とすることとする。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成30年	平成31年
さんま	敷網漁業	若干	(注1)
まあじ	中型まき網漁業	若干	若干
	定置漁業	若干	若干
まいわし	中型まき網漁業	51,000 トン	72,000 トン
	船びき網漁業	37,500 トン	51,000 トン
	定置漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	27,000 トン	(注1)
	定置漁業	若干	(注1)

(注1) さんま並びにまさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する日までに定める。

(注2) くろまぐろについては、別に定める。

変更後

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の平成30年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成30年7月から平成31年6月まで	若干
まあじ	平成30年1月から12月まで	若干
まいわし	平成30年1月から12月まで	90,500 トン
まさば及びごまさば	平成30年7月から平成31年6月まで	36,000 トン
するめいか	平成30年4月から平成31年3月まで	若干
くろまぐろ	平成30年7月から平成31年3月まで	(注)

(注1) くろまぐろについては、別に定める。

(注2) まさば及びごまさばの数量のうち、3,000 トンは県が留保し、資源の来遊状況に応じて知事が配分する。

第1種特定海洋生物資源の平成31年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
さんま	平成31年7月から平成32年6月まで	(注1)
まあじ	平成31年1月から12月まで	若干
まいわし	平成31年1月から12月まで	126,000 トン
まさば及びごまさば	平成31年7月から平成32年6月まで	(注1)
するめいか	平成31年4月から平成32年3月まで	若干
くろまぐろ	平成31年4月から平成32年3月まで	(注2)

(注1) さんま並びにまさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する日までに定める。

(注2) くろまぐろについては、別に定める。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とすることとする。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成30年	平成31年
さんま	敷網漁業	若干	(注1)
まあじ	中型まき網漁業	若干	若干
	定置漁業	若干	若干
まいわし	中型まき網漁業	51,000 トン	72,000 トン
	船びき網漁業	37,500 トン	51,000 トン
	定置漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	31,000 トン	(注1)
	定置漁業	若干	(注1)

(注1) さんま並びにまさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する日までに定める。

(注2) くろまぐろについては、別に定める。

(注3) 第2で定めたまさば及びごまさばの数量のうち県が留保する数量は上表に掲げる採捕の種類別に配分し、配分した場合には、知事はその旨を公表する。当該公表がなされた場合は、上表は公表された数量を反映した数量とする。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」についてを次のとおり変更しましたので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき公表します。

平成31年4月9日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においては、くろまぐろは中型まき網漁業、定置漁業、ひき縄漁業、一本釣り漁業等により、主に夏から秋にかけて熊野灘で漁獲される等本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産研究所を中心とし、国及び関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を推進する。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について三重県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	25.9 トン	うち 5.8 トンを留保する。
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	26.1 トン	うち 5.7 トンを留保する。

(注1) 知事管理量のうち、留保する量（以下「留保枠」という。）については、くろまぐろの来遊状況に応じて知事が別に定める方法で第3に定める採捕の種類ごとに配分し、その旨を公表する。当該公表がなされた場合は、上表の留保枠は公表された数量を反映した数量とする。

(注2) 農林水産大臣により本県の知事管理量が変更され、増量する場合は、追加分は一旦留保枠に加え、その旨を公表する。当該公表がなされた場合は、上表の留保枠は公表された数量を反映した数量とする。

(注3) 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県の小型魚又は大型魚の知事管理量は、公表時点における本県の小型魚又は大型魚の採捕の数量に変更されることから、当該採捕の数量をもって上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

1 本県の採捕の種類別の数量は、下表のとおりとする。

(1) 小型魚

採捕の種類	数量
定置漁業	7.6 トン
中型まき網漁業	5.3 トン
養殖用種苗の採捕を目的とする釣り漁業及びひき縄漁業	4.5 トン
その他漁業	2.7 トン

(2) 大型魚

採捕の種類	数量
定置漁業	17.4 トン
その他漁業	3.0 トン

(注1) 「定置漁業」とは、漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業及び同条第5項第2号に規定する第2種共同漁業（定置網を使用するものに限る。）をいう。

(注2) 「中型まき網漁業」とは漁業法第66条第2項に規定する中型まき網漁業をいう。

(注3) 「養殖用種苗の採捕を目的とする釣り漁業及びひき縄漁業」は漁期が短いため、当該漁業の漁期終了後に(1)で定められた数量の余りがある場合は、その数量を県の留保枠に加えるものとし、その旨を公表する。当該公表がなされた場合は、第2で定めた留保枠の数量は公表された数量を反映した数量とする。

2 本県の採捕種類別の期間別の数量は、以下のとおりとする。

(1) 小型魚

小型魚については、各採捕種類別の数量が小さいため、期間別の数量を定めない。

(2) 大型魚

大型魚については、定置漁業では4月から6月までの期間に漁獲が集中するため、また、その他漁業では数量が小さいため、期間別の数量を定めない。

3 数量が追加配分された場合の扱いについて

留保枠から再配分された場合又は採捕の種類間で数量を移譲する調整が整った場合は、その旨を公表する。当該公表がなされた場合は、1で定めた数量は公表された数量を反映した数量とする。

4 採捕の停止等の命令について

本県の採捕の数量が採捕の種類別の数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごとに海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 緊急報告体制について

(1) 各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積上げに備え、各漁業で、1日1隻若しくは1統当たり小型魚又は大型魚が300キログラムを超える量の採捕があった場合は、速やかに本県に採捕の数量報告を行うものとする。

(2) 緊急報告が速やかにされるよう、本県は、本県と各漁業協同組合間に、各漁業協同組合は、各漁業協同組合と各漁業者との間に土日祝日等でも連絡可能な連絡網を整備するものとする。

(3) 緊急報告があった場合、当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量採捕があった旨を周知する。当該漁業者は、本県の知事管理量の残枠が確定するまでは、緊急管理措置として(1)で緊急報告した小型魚又は大型魚を目的とした操業を自粛する。また、本県は緊急管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

(4) 本県は県全体の漁獲量が第2で定める知事管理量の7割を超えており、1日1.0トンを超える採捕の数

量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

2 知事管理量を遵守するための管理措置について

本県は、知事管理量を遵守するため 1(3)以外の常時から、小型魚については漁業種類ごとに 1 隻 (1 か統) 当たりの 1 日の漁獲上限等必要な措置を別途定めることとする。

3 採捕の数量の公表等について

本県は法第 8 条第 2 項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第 2 の数量又は第 3 の数量の 7 割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

4 早期是正措置

本県は、前述の採捕の数量の公表後、法第 9 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を本県の漁業者等に対し、以下のとおり講じるものとする。ただし、これらの早期是正措置は、漁獲状況等を考慮し、必要に応じて変更できるものとする。

(1) 小型魚

ア 定置漁業

(ア) 知事管理量の 7 割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき

生存個体は再放流に努め、採捕数量を最小限に留める。この場合、1 か統当たり 1 日 50 キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。

(イ) 知事管理量の 8 割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき

生存個体は全て再放流する（死んだ個体等で再放流できないなど、やむを得ない理由以外は漁獲しない）。やむを得ず漁獲した場合は、1 か統当たり 1 日 50 キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。50 キログラムを超える水揚げが 2 日連続で続いた場合は、翌日は操業を自粛する。

(ウ) 知事管理量の 9 割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき

生存個体は全て再放流する（死んだ個体等で再放流できないなど、やむを得ない理由以外は漁獲しない）。やむを得ず漁獲した場合は、1 か統当たり 1 日 50 キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。50 キログラムを超える水揚げが 2 日連続で続いた場合は、翌 2 日間は操業を自粛する。

イ 中型まき網漁業

(ア) 知事管理量の 7 割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき

生存個体は再放流に努め、採捕数量を最小限に留める。この場合、1 か統当たり 1 日 50 キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。

(イ) 知事管理量の 8 割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき

生存個体は全て再放流する（死んだ個体等で再放流できないなど、やむを得ない理由以外は漁獲しない）。やむを得ず漁獲した場合は、1 か統当たり 1 日 50 キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。50 キログラムを超える水揚げが 2 日連続で続いた場合は、翌日は操業を自粛する。

(ウ) 知事管理量の 9 割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき

生存個体は全て再放流する（死んだ個体等で再放流できないなど、やむを得ない理由以外は漁獲しない）。やむを得ず漁獲した場合は、1 か統当たり 1 日 50 キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。50 キログラムを超える水揚げが 2 日連続で続いた場合は、翌 2 日間は操業を自粛する。

ウ その他漁業

(ア) 知事管理量の 7 割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき

生存個体は再放流に努め、採捕数量を最小限に留める。この場合、1 隻当たり 1 日 20 キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。

(イ) 知事管理量の 8 割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき

生存個体は全て再放流する（死んだ個体等で再放流できないなど、やむを得ない理由以外は漁獲しない）。やむを得ず漁獲した場合は、1 隻当たり 1 日 20 キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。20 キログラムを超える水揚げが 2 日連続で続いた場合は、翌日は操業を自粛する。

- (ウ) 知事管理量の9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき
生存個体は全て再放流する（死んだ個体等で再放流できないなど、やむを得ない理由以外は漁獲しない）。やむを得ず漁獲した場合は、1隻当たり1日20キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。20キログラムを超える水揚げが2日連続で続いた場合は、翌2日間は操業を自粛する。

(注) 養殖用種苗の採捕を目的とする釣り漁業及びひき縄漁業は、養殖種苗の活入れ予定量によって漁獲量の上限が決まるため、早期是正措置を実施しないこととする。

(2) 大型魚

ア 定置漁業

- (ア) 知事管理量の7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき
生存個体は再放流に努め、採捕数量を最小限に留める。この場合、1日300キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。

- (イ) 知事管理量の8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき
生存個体は全て再放流する（死んだ個体等で再放流できないなど、やむを得ない理由以外は漁獲しない）。やむを得ず漁獲した場合は、1日150キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。150キログラムを超える水揚げが2日連続で続いた場合は、翌日は操業を自粛する。

- (ウ) 知事管理量の9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき
生存個体は全て再放流する（死んだ個体等で再放流できないなど、やむを得ない理由以外は漁獲しない）。やむを得ず漁獲した場合は、1日100キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。100キログラムを超える水揚げが2日連続で続いた場合は、翌2日間は操業を自粛する。

イ その他漁業

- (ア) 知事管理量の7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき
生存個体は再放流に努め、採捕数量を最小限に留める。この場合、1か統（1隻）当たり1日100キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。

- (イ) 知事管理量の8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき
生存個体は全て再放流する（死んだ個体等で再放流できないなど、やむを得ない理由以外は漁獲しない）。やむを得ず漁獲した場合は、1か統（1隻）当たり1日50キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。50キログラムを超える水揚げが2日連続で続いた場合は、翌日は操業を自粛する。

- (ウ) 知事管理量の9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき
生存個体は全て再放流する（死んだ個体等で再放流できないなど、やむを得ない理由以外は漁獲しない）。やむを得ず漁獲した場合は、1か統（1隻）当たり1日50キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。50キログラムを超える水揚げが2日連続で続いた場合は、翌2日間は操業を自粛する。

5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

(1) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

ア 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

イ 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 採捕の停止命令について

(1) 第2に定める知事管理量について

小型魚又は大型魚の本県の採捕の数量が、第2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

(2) 第3に定める採捕の種類別の数量について

小型魚又は大型魚の採捕の種類別の数量が、第3の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。ただし、養殖用種苗の採捕を目的とする釣り漁業及びひき縄漁業についてはこの限りではない。

(3) 我が国全体の漁獲可能量について

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県の小型魚又は大型魚の知事管理量は、公表時点における本県の小型魚又は大型魚の採捕の数量に変更されることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

(4) その他採捕の停止命令に関することについて

遊漁者及び遊漁船業者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令が出された際は、本県の水面での遊漁者及び遊漁船業者に対し、管内の漁業者に対する管理の取組と同様の指導を行う。

2 第2管理期間における本県の小型魚の知事管理量超過分の扱いについて

第2管理期間における本県の小型魚の知事管理量超過分102.6トンについては、第3管理期間以降の知事管理量から各管理期間の知事管理量の2割を上限として差し引くこととする。

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、津松阪港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告します。

平成31年4月9日

津松阪港港湾管理者 三重県

代表者 三重県知事 鈴木英敬

1 港湾計画の変更の概要

平成7年5月23日三重県公報により、その概要を公告し、平成11年3月16日、平成14年6月21日、平成17年11月18日及び平成23年3月4日三重県公報により、その変更の概要を公告した津松阪港港湾計画について変更した事項は、次のとおりです。

(1) 旅客船埠頭計画

小型さん橋

地区名	公共用又は専用の別	数量	用途
大口	公共用	1基 撤去	旅客船用

(2) 水域施設計画

泊地

地区名	水深 (m)	面積 (ha)
大口	7.5	1

(3) 土地造成及び土地利用計画

地区名	面積 (ha)	用途
大口	9	埠頭用地
大口	57	工業用地

2 港湾計画の縦覧の場所

津市広明町13番地 三重県県土整備部港湾・海岸課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、菰野町から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成31年4月9日

三重県知事 鈴木英敬

1 都市計画の種類及び名称

四日市都市計画地区計画

潤田地区地区計画

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、志摩市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 31 年 4 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
志摩都市計画ごみ焼却場
第 2 号 志摩市大王清掃センター
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 31 年 4 月 9 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 31 年 3 月 19 日	いなべ市員弁町大泉字宮之東 2576 ほか 5 筆	いなべ市員弁町笠田新田 111 いなべ市 いなべ市長 日 沖 靖
平成 31 年 3 月 20 日	名張市上比奈知字松尾 2620-7 ほか 14 筆	大阪府大阪市西淀川区歌島 2-1-12 近畿環境サービス株式会社 代表取締役 望 田 昭 博
平成 31 年 3 月 22 日	いなべ市北勢町阿下喜字北河原 31 ほか 5 筆	いなべ市員弁町笠田新田 111 いなべ市 いなべ市長 日 沖 靖
平成 31 年 3 月 22 日	伊勢市旭町字橋丸田 344 ほか 7 筆	多気郡明和町大字金剛坂 1356 池田建設株式会社 代表取締役 池 田 幸 弘
平成 31 年 3 月 25 日	員弁郡東員町大字中上字柳ヶ坪 460-3 ほか 1 筆の一部	四日市市大字西阿倉川 915 トレモント B-102 早 川 裕 磨
平成 31 年 3 月 28 日	多気郡明和町大字佐田字西相野 2193-1	多気郡明和町大字有爾中 212-1 有限会社ホームタウン 代表取締役 東 谷 泰 介
平成 31 年 3 月 29 日	三重郡川越町大字北福崎字宮下 414-1 ほか 1 筆	四日市市城山町 1-38 株式会社アラキ開発 代表取締役 荒 木 良 樹

正 誤

平成 30 年 7 月 31 日付け三重県公報第 3027 号に登載しました、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公告中

ページ 行 誤 正
6 上から 27 平成 8 年三重県規則第 73 号 平成 30 年三重県規則第 65 号

平成 31 年 3 月 22 日付け三重県公報第 3093 号に登載しました、特定第 2 号漁業者の同意が要件に適合している旨の通知の告示中

ページ 行 誤 正
9 上から 5 雑漁定置漁業 雑魚定置漁業

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
